

少年院法 (抄)

——平二六・六・一一——
法律 五 八

注 昭三法律一六九を全部改正

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 在院者 保護処分在院者又は受刑在院者をいう。
- 二 保護処分在院者 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第二十四条第一項第三号の保護処分(第百三十八条第二項及び第四項(第百三十九条第三項において準用する場合を含む。並びに第百三十九条第二項の規定による措置並びに更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第七十二条第一項の規定による措置を含む。次条第一号及び第四条第一項第一号から第三号までにおいて単に「保護処分」という。)の執行を受けるため少年院に收容されている者をいう。
- 三 受刑在院者 少年法第五十六条第三項の規定により懲役若しくは禁錮の刑の執行を受けるため少年院に收容されている者又は国際受

刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二十一条の規定により適用される少年法第五十六条第三項の規定により国際受刑者移送法第十六条第一項各号の共助刑の執行を受けるため少年院に收容されている者をいう。

四 保護者 少年法第二条第二項に規定する保護者をいう。

五 保護者等 次のイからハまでのいずれかに該当する者(在院者に対し虐待、悪意の遺棄その他これらに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をした者であつて、その在院者の健全な育成を著しく妨げると認められるものを除く。)をいう。
イ 在院者の保護者
ロ 在院者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第百十条第一項において同じ。)

ハ 在院者の親族(イ及びロに掲げる者を除く。)

第二章 少年院の運営

(少年院)

第三条 少年院は、次に掲げる者を收容し、これらの者に対し矯正教育その他の必要な処遇を行う施設とする。

- 一 保護処分の執行を受ける者
- 二 少年院において懲役又は禁錮の刑(国際受刑者移送法第十六条第一項各号の共助刑を含む。以下単に「刑」という。)の執行を受ける者

(少年院の種類)

第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者を收容す

るものとする。
一 第一種 保護処分の執行を受ける者であつて、心身に著しい障害がないおおむね十二歳以上二十三歳未満のもの(次号に定める者を除く。)

二 第二種 保護処分の執行を受ける者であつて、心身に著しい障害がない犯罪の傾向が進んだおおむね十六歳以上二十三歳未満のもの
三 第三種 保護処分の執行を受ける者であつて、心身に著しい障害があるおおむね十二歳以上二十六歳未満のもの
四 第四種 少年院において刑の執行を受ける者

2 法務大臣は、各少年院について、一又は二以上の前項各号に掲げる少年院の種類を指定する。

(少年院視察委員会)

第八条 少年院に、少年院視察委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会はその置かれた少年院を視察し、その運営に関し、少年院の長に対して意見を述べることができるものとする。

第三章 処遇の原則等

(処遇の原則)

第一条 在院者の処遇は、その人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境の下で、その健全な心身の成長を図るとともに、その自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、並びに自主、自律及び協同の精神を養うことに資するよう行うものとする。

2 在院者の処遇に当たっては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を

活用するとともに、個々の在院者の性格、年齢、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行の状況、家庭環境、交友関係その他の事情を踏まえ、その者の最善の利益を考慮して、その者に対する処遇がその特性に応じたものとなるようにしなければならない。
